

農林水産省国立研究開発法人審議会

第33回林野部会

林野庁

農林水産省国立研究開発法人審議会

第33回林野部会

日時：令和8年7月17日（金）

会場：農林水産省 第3特別会議室

時間：13：15～15：30

議 事 次 第

I．開会

II．議事

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和7年度・第5期中長期目標期間
の業務実績について（大臣評価案の説明、質疑応答）

III．閉会

午後1時15分 開会

○萩原研究指導課課長補佐

本日は御多用の中、貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから農林水産省国立研究開発法人審議会第33回林野部会を開会いたします。

司会を務めさせていただきます研究指導課の萩原です。よろしくお願いいたします。

本日は、委員8名のうち対面出席が4名、オンライン出席が3名、赤尾委員が欠席となっております。

オンラインで御出席いただいている委員におかれましては、発言時以外はマイクをオフ、カメラはオンの状態をお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、林野庁の齋藤森林整備部長より御挨拶申し上げます。

○齋藤森林整備部長

皆様、こんにちは。

本日は農林水産省国立研究開発法人審議会第33回林野部会に恒次会長をはじめ、各委員の皆様にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、丹下理事長をはじめ森林研究・整備機構の皆様におかれましては、日頃より森林・林業行政の推進に多方面で御協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、まさに国会の会期末ですけれども、もう御案内のとおり延長の話も出ておりまして、そういったことも影響してでしょうか、骨太の方針や概算要求基準といったものも依然として示されていない状況ですけれども、高市政権になって17の戦略分野における官民連携での危機管理投資、成長投資の促進、そういうことが示されまして、例えばAI・半導体、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、防災・国土強靱化、資源・エネルギー安全保障・GX、そういった我々にも関わりの深い分野を投資の重点分野として示され、これからそういった科学技術に根ざした成長投資をしていこうという流れの中で、まさに森林研究・整備機構の各部門の役割というのは、今後ますます重要になるものと考えているところです。

本日は、次第にありますとおり令和7年度・第5期中長期目標期間の業務実績の大臣評価案について御審議いただきます。先の林野部会におきましては、森林研究・整備機構による自己評価について御意見、御助言を頂きました。本日はそれらを踏まえて提出された自己評価書を

最大限に活用しまして、大臣評価案を御説明させていただきますので、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

本日の大臣評価案の審議を通じまして、第5期中長期目標期間の総括を行いますとともに、その成果を第6期へとつなげ、森林研究・整備機構の更なる発展につなげていければと考えております。

以上、開会に当たっての私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○萩原研究指導課課長補佐

ありがとうございました。

なお、森林整備部長につきましては、他業務の都合によりここで退席とさせていただきます。

本日の林野部会につきましては、農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条第1項の2で定める委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席することを満ち成立しておりますことを事務局より御報告いたします。

続きまして、本日の出席者の御紹介ですが、議事次第等の2ページ目、3ページ目の出席者名簿及び配席図を御確認いただき、御紹介に代えさせていただきます。御了承ください。

次に、配付資料の確認に移ります。

議事次第等の4ページ目、資料一覧を御確認の上、不足等ございましたら事務局までお申出ください。オンライン出席の委員におかれましては、事前にメールで送付しました資料一式を御確認の上、不足等ある場合はチャットでお知らせいただければ事務局からメールでお送りいたします。

本日の林野部会は16時15分閉会を予定しています。議事次第等の5ページ、当日のスケジュールに沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事内容につきましては、議事録にまとめた後、委員等皆様の御確認を得た上で、後日、農林水産省のホームページにて公開いたします。

以後の議事につきましては、恒次部会長に進行をお願いいたします。恒次部会長、よろしくお願いいたします。

○恒次部会長

ありがとうございます。承知いたしました。

本日の議題は国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和7年度及び第5期中長期目標期間の業務実績についてとなっております。

初めに、農林水産大臣からの諮問文を研究指導課長に代読いただきます。よろしくお願いいたします。

○城研究指導課長

研究指導課長の城でございます。

それでは、諮問文を代読させていただきます。

資料1を御覧ください。

農林水産省国立研究開発法人審議会会長、中嶋康博殿。

農林水産大臣、鈴木憲和。

国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和7年度及び第5期中長期目標期間の業務実績に関する評価について（諮問）。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第6項の規定に基づき、別添「国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和7年度の業務実績に関する評価書（案）」及び「国立研究開発法人森林研究・整備機構の第5期中長期目標期間の業務実績に関する評価書（案）」について貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○恒次部会長

ありがとうございます。承りました。

なお、農林水産省国立研究開発法人審議会令第5条第6項で、審議会はその定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができると規定されていることから、本林野部会での議決を審議会での議決とさせていただきます。

それでは、審議に入ります。

議事次第等の5ページ目、当日のスケジュールに従って進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、説明をお願いいたします。

○城研究指導課長

それでは、改めまして研究指導課長の城でございます。

6月の国立研究開発法人審議会の32回林野部会では、先ほど部長からも申し上げましたとおり、森林研究・整備機構の令和7年度の業務実績に関する自己評価、第5期中長期目標期間の業務実績に関する自己評価について御審議を頂き、ありがとうございました。

審議を経た自己評価書につきましては、機構より主務省に提出されまして、ホームページでも公表されております。

本日御審議いただく主務大臣による評価書（案）につきましては、この自己評価書を最大限活用し、創出された成果や取組、業績を第5期中長期目標作成に合わせて設定した評価軸や評価の視点などに照らして評価を行っております。森林機構の3業務である研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務については私を含め各担当課長から、また、3業務連携など共通的な業務については私の方から説明させていただきます。

なお、評価している成果や取組が一目できるように該当箇所を黄色マーカーで着色した評価書（案）を参考資料1、2として準備しましたので、こちらで説明させていただきます。

令和7年度の業務実績に関する評価書（案）につきましては参考資料1、第5期中長期目標期間の業務実績に関する評価書（案）につきましては参考資料2に基づき説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず令和7年度の業務実績に関する大臣評価書（案）につきましては、参考資料1で御説明させていただきます。

まず初めに、8ページからですけれども、第1-1-(1)です。環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発について御説明します。評価軸につきましては10ページに記載のとおりでございます。

11ページ以降になりますけれども、研究成果といたしましては、中段の着色の部分、アンデス・アマゾン地域を対象に衛星画像を用いて開発された森林管理システムについて、森林計画策定者、地域行政官及び地域住民が、土地利用変化、森林減少・劣化、森林火災への脆弱性、水資源利用に関する情報を容易に把握することを可能とし、情報共有とシナリオ検討ワークショップの実施を通じて住民の合意形成が得られた森林修復プログラム等の森林管理が可能となったことは、我が国の気候変動の適応に関する技術や検討を通じて開発途上国の適応の取組を支援するという重要度が高い目標について顕著な成果であると認められます。

また、14ページでございますけれども、細胞増殖による苗木大量増産技術の開発におきましては、不定胚由来の苗木について従来の実生苗と同様に利用可能であることを明らかにすると

ともに、少花粉・無花粉品種の苗木の大量かつ安定的な供給を可能とするなど、花粉発生源対策という国の施策や社会的ニーズに応える顕著な成果であると認められます。

また、18ページの中ほどに着色してあるとおり、森林保険センターと連携しまして作成した干害リスクの全国マップは新植地の干害リスクを適切に評価し、伐採跡地や土砂災害被災地の森林復旧・多面的機能の回復につながる顕著な成果であると認められます。

こういったところでございまして、21ページにあるとおり重要度が高い目標において顕著な成果を上げていること、評価軸に照らして顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められることから、総合的に判断し、A評価とし、主務大臣による評価の評価に至った理由にその旨を記載させていただいております。

続きまして、22ページから41ページまでの第1－1－（2）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発でございます。

評価軸については、続く24、25ページに記載のとおりでございます。

成果について26ページからになります。26、27ページに着色してございますけれども、航空レーザ計測データを活用した管理不足林分の抽出技術、山地災害危険度の評価技術を開発するとともに、人工林の管理優先度を評価し、施業方針を選択する一連の手順を構築したことは、森林経営管理制度等を通じた私有林の適切な管理に貢献する顕著な成果の創出であると認められます。

また、29ページ下段ですけれども、スギ花粉飛散防止剤（シドウィア菌）につきまして、UAVによる散布条件の適正化と散布効果の検証を行うとともに、UAVカメラによる空撮手法を開発し、散布効果検証の効率化を実証したこと、また、シドウィア菌の環境影響を評価する統一的なモニタリング手法を開発したことは、花粉飛散防止剤の実用化につながる顕著な成果であると認められます。

また、37ページでございますけれども、広葉樹を原料とする「木の酒」について、糖化効率の改善と消費電力の低減を同時に達成し、製造効率を大幅に向上させたこと、また、製造過程で膨大に発生する「木の酒」の粕について、舌触りのよい食物繊維としての利用可能性を見出したことは、廃棄物を出さずに更なる付加価値をもたらすものであり、事業化に向けた大幅な進展が期待できる特に顕著な成果であると高く評価しております。

以上を踏まえまして、41ページでございますけれども、評価軸に照らして顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められることから、総合的に判断し、A評価とし、主務大臣による評価の理由のところにもその旨、記載しております。

続いて、42ページから51ページまでの第1－1－（3）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種について御説明いたします。

評価軸につきましては、43、44ページにあるとおりでございます。

44ページに着色してある部分からでございますけれども、エリートツリー及び優良品種の開発といった重要度が高い目標に対しまして、特定母樹に指定されたエリートツリーから少花粉スギ13品種を新たに開発したこと、これにより当該品種のみで採種園を構成可能となり、成長が良好で花粉が少ない苗木の種子を近親交配による種子の品質低下を抑制しつつ、多様性に配慮しながら安定的に生産できる体制を確立したこと。そして、この成果は成長が大きく花粉が少ない種苗の生産につながるものであり、再生林の省力化と低コスト化、カーボンニュートラル実現に加えて花粉発生源対策等、複数の重要な政策的課題に対応するものであり、特に顕著な成果であると認められます。

また、その上の部分ですけれども、ゲノム基盤の整備・完成に加えまして、成長形質関連遺伝子の効率的な検出法の確立、ゲノミック予測モデルの実用化を達成したことは、今後のゲノム育種を飛躍的に進め、従来の林木育種を大きく変えることにつながる特に顕著な成果であると認められます。

続く48、50ページの部分になりますけれども、特定母樹等の原種苗木の配布という重要度が高い目標に対しまして、全配布数は過去最多となる28,228本に達し、特定母樹の割合も約8割と、中長期計画及び毎年度目標としていた90%を上回る96.6%を配布したことは、特定母樹の普及促進に貢献する特に顕著な成果であると認められます。これらは、令和15年度までに花粉の少ないスギ苗木の生産割合を9割以上にするという国のKPIにも大きく貢献する特筆すべき顕著な取組・成果であります。

51ページですけれども、以上のとおり、重要度が高い目標において、特に顕著な成果を上げていること、評価軸に照らして特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められることから、総合的に判断し、S評価とし、主務大臣による評価の評価に至った理由にその旨、記載してございます。

以上で一旦戻っていただいて、6ページにお戻りいただきたいと思います。

6ページの一番下のところから、主務大臣による評価の部分ですけれども、3小項目のうちS評価が1項目、A評価が2項目でありまして、評価要領に基づき、研究開発業務につきましてはA評価としております。

以上が研究開発部分の御説明でございます。

○諏訪整備課長

続きまして、水源林造成業務について、林野庁整備課長の諏訪よりご説明させていただきます。

資料については、52ページ以降になります。

52ページの上段に記載がございますが、水源林造成業務につきましては、事業の重点化、事業の実施手法の高度化のための措置、地域との連携の3項目で評価書を構成してございます。

一つ目の事業の重点化について、53ページから55ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、流域保全の取組の推進という観点で、53ページの指標等の指標評価1に係るものとおおり、針広混交林・育成複層林の造成面積の評価指標につきましては、目標値を上回る103%の実績を上げております。また、ほかの全ての評価指標についても基準値以上の実績を上げてございます。これらの実績から、54ページの中段から下の業務実績の欄に記載のとおり、事業の新規実施を水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域に限定するとともに既契約地周辺の森林と合わせた面的な整備を進めたと認められます。

続きまして、53ページの評価指標の評価指標2に係るものとおおり、全ての評価指標について基準値以上の実績を上げてございます。これらの実績から、55ページの上段から中段にございます業務実績の欄に記載のとおり、新規の分収造林契約を広葉樹などを生かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小・分散する施業方法に限定するとともに、既契約地での育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めたと認められます。

以上を踏まえまして、55ページの一番下に記載のとおり、目標値を上回る実績により、年度計画に沿って適切に実施したと認められることから、主務大臣の評価をBとして、その旨を記載してございます。

続きまして、56ページ以降の事業の実施手法の高度化のための措置について御説明いたします。

まず、森林整備技術の高度化の取組といたしまして、56ページの指標等の評価指標1に係るものとおおり、エリートツリー等の成長の早い苗木の植栽や育成複層林への誘導における伐採と造林の一貫作業システムの導入などを積極的に進め、全ての評価指標について基準値を上回る又は過年度平均値を上回る実績を上げてございます。

加えまして、58ページの上段に記載のとおり、生物多様性に配慮して伐採の際に高木性の

広葉樹などを点在させて残す、いわゆる保持林業につきまして、中国四国整備局管内の実証地に全ての整備局から取組の中心となる職員を集めまして、研究開発業務の協力を得ながら、現地検討会を開催し、今後の全国での推進に向けて取り組んだことを高く評価してございます。

また、木材供給の推進につきましては、56ページの指標等のところの評価指標2に係るもののとおり、育成複層林誘導伐又は間伐等による木材供給を積極的に進め、総搬出材積の評価指標について、基準値を上回る実績を上げてございます。

加えまして、58ページの中段以降になりますけれども、契約期間の満了となる契約地が今後増加することが見込まれてございますので、関連する業務に適切に対応するため、研修や実地と座学を交えた検討会を開催するなど、人材育成を進めていることを高く評価してございます。

以上を踏まえまして、58ページの最下段の方に記載のとおり、評価の指標に照らし、多くの実績が得られており、計画を上回る成果が認められることから、主務大臣の評価をAとして、その旨を記載してございます。

続きまして、地域との連携について60ページから63ページの方で御説明をさせていただきます。

まず、災害復旧への貢献の取組といたしまして、60ページの指標等の評価指標1に係るもののとおり、被災状況や復旧計画の情報共有を図ることなどを盛り込んだ森林整備協定の締結や、若しくは自然災害により水源涵養機能などが低下した被災森林において、水源林造成事業による復旧を積極的に進め、全ての評価指標について基準値以上の実績を上げてございます。

また、森林整備技術の普及として、60ページの指標等の評価指標2に係るもののとおり、技術検討会や出張教室を積極的に開催し、全ての評価指標について基準値以上又は過年度を上回る実績を上げてございます。

加えて、61ページの下段から62ページにかけての記載のとおり、高等学校へ演習林として水源林造成事業の事業地を提供するとともに、生徒への林業実習の実施に当たりましては、スマート技術を紹介するため協定者以外の地元企業も参加するなど新たな連携や地域全体で林業を支える機運醸成にも貢献しております。さらには、地域の苗木生産者との連携により花粉の少ないスギ苗木生産用の穂木を二つの県で約19万本供給したことも高く評価しております。

以上を踏まえまして、62ページの中段ほどに記載のとおり、評価の視点に照らして多くの実績が得られており、計画を上回る成果が認められることから、主務大臣の評価をAとしてございます。

以上を踏まえまして、52ページの下段に記載のとおり、水源林造成業務につきましては、3

項目のうちA評価が2、B評価が1となりますので、評価要領に基づきまして業務全体の評価をAとしてございます。

以上でございます。

○土居計画課長

続きまして、森林保険業務について計画課長の土居から御説明いたします。

森林保険に関しては64ページ以降となっております、（１）から（４）のとおり小項目が四つございます。

まず、（１）の被保険者へのサービス向上につきましては、おめくりいただいて66ページから69ページに評価指標に沿って整理をいたしまして、重要なところには黄色マーカーをつけておりますけれども、69ページの上の方に主務大臣による評価としてまとめておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

森林保険契約の引受けにつきましては、複数契約の更新時期を統一できる条件を契約者が同一であることに緩和したことで、保険契約者の利便性の向上が図られております。また、大船渡市の大規模林野火災において損害調査の効率化を図りまして、早期の調査完了につなげたほか、損害調査員の育成や能力向上を図る研修、損害調査へのドローンの活用、こういったものを推進するための実践的な研修など保険金の早期支払いに向けた取組を進めました。

その結果、損害発生通知書の受理から損害実地調査完了までの平均日数ですけれども、令和7年度は42日となりまして、前期平均が74日ということでしたので、大幅に短縮したことを評価しております。

以上によりまして、評価の視点に照らし多くの実績が得られておりまして、年度計画を上回る成果が認められることから、Aと評価しております。

（２）制度の普及と加入促進につきましては、続いて70ページから75ページになっております。こちらも大臣評価のところにまとめておりますので、74ページ、一番上のところで御説明をさせていただきます。

保険制度の普及と加入促進に係る計画ですけれども、こちらは令和7年度においても作成されまして、これに即した取組が着実に実施されております。具体的には、制度の普及のためのウェブサイトコンテンツの充実や広報誌の発行、広告の掲載など様々な媒体や手法を用いて効果的に情報発信が行われておりまして、広告掲載数やウェブサイトへのアクセス数については、活動計画を上回る実績となっております。

また、加入促進活動でありますけれども、個別訪問や、森林所有者との窓口であります業務委託先のスキルアップを図る研修に、活動計画を上回る水準で精力的に取り組まれておりまして、I 齢級の加入面積の増加、契約継続率の高い水準での維持、森林経営管理制度における経営管理権集積計画に森林保険を表記している自治体数、保険契約数なども増加しているという成果につながった点について高く評価をしております。

以上によりまして、評価の視点に照らし多くの実績が得られておりまして、年度計画を上回る成果が認められることから、Aと評価しております。

(3) 引受条件につきましては、76ページ以降になります。

こちらは中段の右側に評価指標を示しております。二つあります。これについては内部委員会における検証や外部有識者への意見聴取、そして、5年毎に行うこととしております保険料率の次期見直しに向けた検討について課題の整理や準備が進められるなど、保険運営の安定性の確保に向けて年度計画に沿った取組が着実に実施されております。

77ページの中段の主務大臣の評価のとおり、自己評価書の評価結果が妥当であることを確認できましたことから、B評価としております。

最後、(4) 内部ガバナンスの高度化につきましては、78ページ以降でございます。

こちら87ページの中段の右側ちょっと下の方に評価指標を示しておりますが、一つ目については財務の健全性や適正な業務運営を確保するため、統合リスク管理委員会における財務状況やリスク管理状況の点検が行われております。

二つ目の評価指標については、役員を含めた会議における業務運営上の課題の検討が行われ、森林保険審査の第三者委員会の開催を通じまして、損害評価事務の適正性を確保されているということで、年度計画に沿った取組が確実に実施をされておりますので、79ページの下の方に主務大臣の評価を載せておりますけれども、自己評価書の評価結果が妥当であることを確認できましたことから、B評価としております。

以上、(1) から (4) までの取りまとめは冒頭の64ページにお戻り頂ければと思いますが、その一番下の主務大臣の評価にありますとおり、森林保険業務につきましては四つの小項目のうちA評価が2項目、B評価が2項目でありまして、評価要領に基づきまして、森林保険業務全体の主務大臣評価はAとしております。

森林保険については以上です。

○諏訪整備課長

続きまして、80ページ、81ページで特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務の評価について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

こちらにつきましては、林道の開設又は改良事業の負担金などに係る債権債務及び特定中山間保全整備事業などの負担金などに係る債権債務につきまして、80ページの中段ほどの指標等に記載のとおり、徴収及び償還を計画どおりに確実に実施したと認められることから、81ページの中段に記載のとおり、主務大臣の評価をBとして記載しているところでございます。

以上でございます。

○城研究指導課長

続きまして、研究指導課長でございます。

82ページ以降の部分でございます。82ページから第1－5の研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化についてでございます。こちらにつきましては、82、83ページにありますとおり自己評価がBとの評価結果になってございまして、それぞれの内容について妥当であるということが確認できたことから、主務大臣による評価をB評定としてございます。

続きまして、84ページ以降ですけれども、第2の業務運営の効率化に関する事項の部分でございます。

1 一般管理費等の節減、2 調達合理化、3 業務の電子化につきましては、いずれも評価軸と同様の趣旨で中長期目標策定時に設定した評価の視点に照らしまして、年度計画に基づいた取組を着実に達成されているため、自己評価書のBとの評価結果が妥当であることが確認できたことから、主務大臣の評価をBとしてございます。

続きまして、94ページの第3財務内容の改善に関する事項につきまして御説明いたします。

これも1から4までございますけれども、1 研究開発業務、2 水源林造成業務等、3 森林保険業務、4 保有資産の処分につきまして、いずれも評価の視点に照らしまして、年度計画に基づいた取組を着実に達成されているため、自己評価書のBとの評価結果が妥当であることが確認できたことから、主務大臣の評価をBとしてございます。

続きまして、108ページ以降の部分でございます。

第4のその他業務運営に関する重要事項のうち、1から8までございますけれども、そのうち二つをA評定としてございますので、まずそこについて御説明いたします。

2の広報活動の促進と5のダイバーシティの推進の部分でございます。113ページ以降になりますけれども、まず、2の広報活動の促進につきまして、評価指標となっている研究所ウェ

ブサイトへのアクセス数、プレスリリース数が基準値を上回っており、特に研究所ウェブサイトへのアクセス数は約6,431万件と基準値と比べて149%となり、顕著な実績が得られており高く評価しています。

研究開発業務につきましては、特にウェブサイトやFacebook、X、YouTubeの森林総研チャンネル等のSNSの利用により、研究成果やイベント情報の発信を積極的に行い、大きな反応を得ることにつながったものと評価しております。また、令和7年9月から12月に全国的にクマ出没が多く発生しまして、その際には多数の問合せや取材依頼に連日丁寧に対応し、我が国の中核的な研究機関としてその能力を最大限生かして責務を果たしており、顕著な取組であったものと高く評価してございます。

それから、水源林造成業務におかれましても、ウェブサイトや広報誌、各地で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画等を通じまして効果的に情報発信を行ったほか、広報誌等におけるICTの活用事例や保持林業の特集記事の掲載など、水源林造成事業に対する理解醸成に向けた取組、業務で得られた技術的知見の普及の取組を積極的に推進していただいております。

また、森林保険業務におかれましても、ウェブサイトの利便性向上及びコンテンツの充実を図るとともに、ウェブサイト、Facebook、YouTubeの森林保険チャンネル、広報誌、広告、イベント出展等による多角的な情報発信を行い、森林保険に対する興味・関心の喚起、理解促進に向けた取組を積極的に推進されており、また、各業務が連携した広報活動など追加的な手法も含めて積極的な展開ということをされたことも特筆すべき取組であり、高く評価しております。

評価ですけれども、118ページから119ページにかけての部分でございますが、評価の視点において計画に基づく取組が着実に実施され、顕著な成果が得られていると認められることから、A評価としております。

続いて、5のダイバーシティの推進でございます。140ページ以降を御覧いただければと思います。

こちらはダイバーシティの推進の部分につきましても、セミナー開催による職員の意識の啓発、次世代育成行動計画に係る目標の達成及び措置の実施により職場環境の整備を進め、「プラチナくるみん」の令和8年度取得に必要な取組を着実に実施してきたことに加えまして、女性職員や女性管理職員の割合を着実に増加させていることを高く評価しております。

また、セミナーの実施と男性職員の育児休業取得を推進し、対象者の88%が平均70日を超え

て休暇を取得するなど、男性職員の育児参加の機会を増やしたことも顕著な成果として認められます。

142ページから143ページにかけての部分でございますが、以上のとおり評価の視点に照らし、計画に基づく取組が着実に実施され、顕著な成果が得られていると認められていることから、A評価としております。

第4のその他業務運営に関する重要事項のうち、以上の2と5以外の1施設及び設備に関する事項、3ガバナンスの強化、4人材の確保・育成、6情報公開の推進、7情報セキュリティ対策の強化、8環境対策・安全管理の推進につきましては、いずれも評価の視点に照らし、年度計画に基づいた取組を着実に達成されているため、法人自己評価書のBとの評価結果が妥当であることが確認できたことから、主務大臣の評価をBとしております。

以上が項目ごとの評価になります。全体の評価になりますが、2ページまでお戻りいただければと思います。

2ページに色付けした部分でございますが、1全体の評価といたしましては、項目別評価が評価単位27項目のうちSが1項目、Aが8項目、Bが18項目となりまして、これらの各評価単位の項目別結果について評価要領に基づき点数を算出したところ、総合評価の基礎となるランク付けはAとなりました。総合評価につきましては、法人の業務実績等について自己評価書等により分析し、研究開発に関する審議会から自己評価書についての意見等を聴取の上、法人業務の施策への適合性などについて総合的に判断した結果、A評価としております。

法人全体に対する評価につきまして、これまで御説明してきました内容を総括する形で2ページから3ページに記載しており、森林研究・整備機構は個別法に定められた業務を遂行するため、研究開発業務の各重点課題、それから、水源林造成業務、森林保険業務、特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務を一定の事業のまとまりとしまして効率的なマネジメントに取り組んでおり、各業務とも計画を上回る成果や社会実装等の顕著な実績が得られていると認められます。

以上のとおり、理事長のリーダーシップの下、国立研究開発法人としての使命を果たし、研究開発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保を行っていることと認められることから、総合的に判断してA評価としております。

以上が御説明になります。

○恒次部会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの大臣評価案の御説明について御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

ウェブ参加の先生方もいかがでしょうか。よろしいですか。

私から幾つかお伺いしたいんですけれども、まず全体を通して自己評価と変わらないと認識しましたが、それは間違いないでしょうか。

○城研究指導課長

はい。そのとおりでございます。

○恒次部会長

ありがとうございます。

最後、2ページを御説明いただいたときに評価単位が27項目、Sが1項目、Aが8項目という御説明でしたが、例えば研究業務でしたら1番目のところがS、A、AだからAにしましたというようなところがあって、ここでの27項目というのは、また元に戻って分割されたS、A、Aというのを3個と数えている、そういう認識でよろしいですか。

○城研究指導課長

研究開発業務の3番目についてSで、ほかの研究開発についてはAとかということでカウントしています。

○恒次部会長

研究開発業務の3個あるものは3個というふうにカウントされていると。

○城研究指導課長

そうです。

○恒次部会長

分かりました。ありがとうございます。

あともう一つ、研究開発業務に関してですが、例えば主務大臣の評価のところに、幾つかこ

の研究は顕著であると三つぐらいずつ書いていただいています、それだけをもって評価されているわけではなくて、全体を評価されて最終的な評定になっていると理解しておりますが、ここに特書きされている理由というのは何か共通の基準みたいなものがあるのかということと、それ以外のいろいろなものを「総合的に」と一言書いてあると思うんですが、それをもって全体を評価していますということを表現できているかという辺りをお聞かせください。

○城研究指導課長

色をつけているところは特にここで御説明するにふさわしかったり、分かりやすいもので、特に顕著な成果であると評価したものなどを選んでおりますけれども、その他の部分ももちろん総合的に判断して評定は行っております。

○恒次部会長

色をつけたというか、最後の大臣コメントのところに特出ししているものが顕著な成果を上げたというのは、何をもってそういうふうに評価されてここに出されているのか、何か統一されている基準があるのかお聞きかせください。

○城研究指導課長

数字で表現できるものは何%以上というのがありますけれども、そうでないようなものについては、成果の内容を見た上で特筆すべき顕著な成果なのか、顕著な成果なのかということを判断しております。

○恒次部会長

分かりました。ありがとうございます。

例えば21ページの主務大臣による評価というところに書かれているものと書かれていないものがあるようにお見受けしたので、何か特出しされている理由があるのかなと思ってお聞きしました。

内容については全く異存なく、本当にいずれもすばらしい成果であると。やはり重要度とか困難度の高いものがここに挙がっているのかなと理解しました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。委員の皆様から何かあればお願いいたします。

○植木委員

どうも説明ありがとうございました。

一連の流れの中でこれまでの研究成果、それから、取組を拝聴するに当たって、私が言うのもおこがましいのですが、大変よく頑張っているという感じを持ちました。ですから、我が国のやはり森林・林業、それから、木材の関係において、森林研究・整備機構が今後ともリーダーシップとして使命を果たしていただきたいと思ったところが率直なところでございます。

ただ、これからの期待を込めて2点ほど述べさせていただくと、一つは木材利用技術の高度化だとか需要拡大に向けた研究開発があるのですが、その中でコウヨウザンを含む30種以上の早生樹の材質の特質、加工技術の問題というのがあって、この樹種を選んだ理由というのはこれまでも議論しているのでこれ以上は言いませんけれども、できれば我が国の在来種における広葉樹の材質特性・加工技術という問題についても積極的にお願いしたいなと思っております。我が国には多くの広葉樹の資源があって、なかなかどうも利用が進んでいない、その一因に我が国の広葉樹の材質がよく理解されていない、あるいは加工の難しさがあるのだらうと思っています。

そういう意味で、是非在来の広葉樹の活用を含めた研究開発について進めてほしいというのが1点。

それから、これは水源林造成事業に関係する方々と議論はしたのですが、保持林業について、いろいろと一生懸命取り組まれていることで評価いたします。ただ、保持林業そのものの言葉の定義や、その内容についてはもう一度議論、整理してほしいと思っています。これについては、現場での考え方は多様であるし、また、生物多様性と木材生産の両立は極めて難しい課題であるため、保持林業でどこまでできるのか、その可能性と限界を整理すべきだと思っています。そのため、この点についての議論を深めてほしいと思って聞いておりました。

以上です。ありがとうございました。

○城研究指導課長

ありがとうございました。

今後の研究の進め方ということについての御意見だと思いますので、我々、それから、森林研究・整備機構とともに御意見を受け止めて、進めていきたいと思っています。

○恒次部会長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大臣評価案につきましては御説明いただいたもので妥当なものと認められたと思いますけれども、委員の皆様、御異論ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○恒次部会長

ありがとうございます。

それでは、御審議いただきました評価案を妥当と認め、答申として農林水産大臣に提出することとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、答申の内容や大臣評価書の研究開発に関する審議会の主な意見欄への記載内容については、部会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ここで10分間休憩を取らせていただきたいと思います。今14時12分ですけれども、再開は22分に再開させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○萩原研究指導課課長補佐

皆様、お集まりになりましたので、再開をさせていただきたいと思います。

恒次部会長、よろしくお願いいたします。

○恒次部会長

ありがとうございます。承知いたしました。

それでは、続きまして、第5期中長期目標期間の業務実績に関する評価についてです。御説明をお願いいたします。

○城研究指導課長

研究指導課長でございます。

それでは、第5期中長期目標期間の業務実績に関する大臣評価案について御説明いたします。

前半は令和7年度でしたが、こちらは全体5年間の業務実績の評価案ということでございます。参考資料2を開いていただければと思います。

まず初めに、8ページからの部分になりますけれども、研究開発業務の三つのうちの一つ目、第1-1-(1)環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発についてでございます。評価軸については9ページにあるとおりでございます。

研究成果といたしまして、10ページ、12ページに着色している部分でございますけれども、森林の温室効果ガスのモニタリング、吸収・排出量算定の改善技術の開発に関する研究成果、これが国家インベントリ報告における土地利用変化時の算定方法や枯死木蓄積量の基準値の改定に採用され、更に気候変動に関する政府間パネル第6次及び第7次評価報告書において排出係数決定などに最新の科学的エビデンスを与えて大きく貢献したというところでございます。

また、21ページにございます原子力関係のところにつきましては、原子力災害被災地域の森林において、事故直後から採取した世界的にも極めて貴重なモニタリングデータを用いて、放射性セシウムの動態が準定常状態に移行したことを解明し、セシウム137濃度の将来予測の高度化並びに被害地域における森林・林業の再生に貢献したこと、さらに、25ページですけれども、国際原子力機関の専門家会合による検討、国際森林研究機関連合における放射性セシウムに関する研究での主導的役割を果たしたこと、こういったことにつきまして、ネット・ゼロといった地球規模での社会的ニーズ、震災からの復興といった我が国の重要な政策に応えまして、科学的エビデンスの提供、社会還元、研究成果の最大化といった評価軸に照らしまして、特に顕著な成果や貢献であると高く評価しております。

また、戻っていただいて16ページ、17ページの部分でございます。

花粉発生源対策への貢献が期待される不定胚の増殖による無花粉スギ苗木生産技術の開発、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群感染リスクの低減に貢献する技術の開発、飛びまして22ページですけれども、流木災害の軽減に貢献する流木捕捉量予測ツールの開発につきましても、近年の国の重要施策である社会問題の解決に貢献する顕著な成果や取組であると高く評価しております。

それから、また16ページのところ、ゲノム関係につきましては、100億塩基対というようなスギの巨大ゲノムについて世界既往の成果を大きく上回る11本全ての染色体をカバーする塩基配列の97.4%の解読に成功、これに加えて日本産木本植物の72%を網羅する塩基配列を解明し、種レベルで98.6%、属レベルで100%の精度で樹木を同定可能となるDNAバーコードデータベースを構築・公開し、多くのアクセスがあったこと、これらについても森林生物の多様性の

基盤情報の解析・収集・公開という点において特筆すべき顕著な成果の創出及び取組であると高く評価しております。

まとめたところですが、27ページに主務大臣による評価としまして、中長期期間中において顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められることから、総合的に判断してA評価とさせていただきます。

続きまして、次の28ページから58ページまでの部分ですが、(2)の森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発についてでございます。

評価軸は29ページでございまして、31ページ、33ページの着色部分でございますけれども、A I 等を用いた省力化・自動化の要素技術を複数開発し、自動グラップルローダの現地動作試験に成功したことにつきましては、世界でも実用化されていない無人グラップルローダの実現に向けた大きな前進であり、丸太運搬作業の生産性向上、労働災害の防止に寄与する要素技術の開発、それから、研究成果が「林業・木材製造業労働災害防止規程」等の改定にも貢献したということと合わせまして、我が国林業が抱える労働生産性の低さ、労働災害発生率の高さという課題解決に向けて大きく貢献する顕著な成果や取組でございまして、将来的な成果の創出が期待できる点においても高く評価しております。

それから、40ページから42ページにも着色してございますけれども、木材の部分で製材工場が新たな設備投資をすることなく収益性を向上できるスギ大径材の新たな製材手法の開発、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた数々のC L T利活用技術開発、超厚合板等の新たな木質材料の開発につきまして、我が国の人工林が本格的な利用期を迎えている中、木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた顕著な成果であると評価しております。

また、44、45、48ページの着色の部分ですが、木本植物の373個体から標本作製・公開するという、それから、木材データベースでございまして、検索約372万回、画像約527万回のアクセス数を得ていること、委員会への派遣件数4,703回と極めて多数の対応をしたこと、オレゴン州立大学等との連携によりヒノキの設計強度が米国の建築基準で認められた木材の輸出促進に関する取組、J A S規格・J I S規格の改正等に研究成果を多く貢献していることにつきましては、特筆すべき取組であって、いずれも木材加工や利用における現場のニーズを的確に把握・反映した研究成果であって、社会実装や最大化に直結する具体的かつ顕著な取組として高く評価してございます。

それから、木質新素材関係につきまして、50ページでございまして、国産材からセルロースナノファイバー、それから、対C N Fでナノ化プロセスの消費電力を大きく削減できる

ファインセルロースファイバーの生産技術の開発、リグニンから石油代替樹脂原料として利用可能な高機能樹脂原料（PDC）を既報世界最高レベルの高収率で安定的に生産する技術の開発、また、これまで困難とされてきた高バイオマス度と高性能を両立する樹脂材料の製造法、新規高付加価値材料の開発など木質系新素材開発において達成した数々の成果がございまして、これは持続可能な循環型社会の構築、ネット・ゼロ達成に向けて化石資源に代替する新素材の社会実装の拡大という面で高く評価しております。

それから、51ページから52ページにかけて「木の酒」でございますけれども、世界初となる「木の酒」の製造技術の開発が一貫製造できる製造実証施設での連続運転に成功し、また、民間等への技術移転まで進展させて社会から大きな期待が寄せられているということで、林業の枠を超えた新たな価値を創出し、世界をリードする特筆すべき顕著な成果であるということで高く評価しております。

まとめの部分ですけれども、57ページでございますが、中長期期間中において、顕著な成果の創出、将来的な成果の創出の期待等が認められることから、総合的に判断してA評価ということとしております。

続きまして、研究開発業務の3個目ですけれども、59ページ以降になります。（3）の多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種の部分でございます。

63ページでございますけれども、エリートツリー及び優良品種の開発についてでございます。中長期計画における目標を上回る成果として、特に中長期最終年度において特定母樹に指定されたエリートツリーから少花粉のスギ13品種を新たに開発したことにつきましては、前半でも御紹介いたしましたけれども、成長が良好で、かつ花粉が少ない苗木の種子を近親交配による品質低下を抑制しつつ、安定的に生産できる体制の確立につながるものであり、再造林の省力化・低コスト化、それから、花粉症対策と複数の重要な政策課題に対応するものであって、特に顕著な成果であると認められるところです。

また、61ページ、62ページに戻りますけれども、ゲノム関係につきまして、ゲノム基盤の完成、成長形質関連遺伝子の効率的検出法の確立、ゲノミック予測モデルの実用、こういったことは今後のゲノム育種を飛躍的に進め、従来の林木育種を大きく変えることにつながる特に顕著な成果の創出であると認められます。

また、68、70、71ページの部分ですけれども、特定母樹等の原種苗木等の配布につきまして、都道府県等からの要望に対しまして、中長期計画の目標の90%を上回る95%以上の配布率を継続しまして、特に最終年度におきましては過去最多となる28,228本、うち8割を特定母樹が占

めたということで、特定母樹の普及促進に貢献する特に顕著な取組であると認められまして、これは令和15年度までに花粉の少ないスギ苗木の生産割合を9割以上に引き上げるという国の花粉症対策の全体像の目標に大きく貢献する特筆すべき取組成果であると考えております。

73ページに進んでいただいて、この部分の主務大臣評価でございますけれども、中長期期間中におきまして先ほど御説明したとおり特に顕著な成果の創出、将来的な特別な成果の創出等の期待等が認められ、昨年の見込み評価はAだったところですが、この期間実績評価といたしましては総合的に判断し、S評価としております。

以上、研究開発業務全体の評価ということで7ページまでお戻りいただければと思います。

これまで御説明したとおり3小項目のうちS評価が1項目、A評価が2項目ということで、評価要領に基づき研究開発業務につきましてはA評価として、主務大臣の期間実績評価はA評価としております。

○諏訪整備課長

続きまして、水源林造成業務の評価について説明させていただきます。

資料については75ページ以降になります。

年度評価と同様、評価の内容については事業の重点化、事業の実施手法の高度化のための措置、地域との連携の3項目となっております。

まず、一つ目の事業の重点化につきましては、77ページから80ページで御説明をさせていただきます。

流域保全の取組の推進や持続的な水源涵養機能の発揮に着実に取り組んだ結果、77ページの中段の指標に記載のとおり、針広混交林・育成複層林の造成面積の評価指標につきましては、目標値を上回る実績を上げるとともに、ほかの全ての評価指標につきましても、期間を通じ概ね基準値以上の実績を上げてございます。

以上のとおり、評価の視点に照らしまして、中長期目標における所期の目標を達成したと認められることから、80ページの上段に記載のとおり、主務大臣の評価をBとして記載してございます。

続きまして、81ページから85ページで事業の実施手法の高度化のための措置について御説明をさせていただきます。

まず、森林整備技術の高度化の取組といたしまして、81ページの指標の評価指標1に係るものに記載のとおり、エリートツリーなどの成長の早い苗木の植栽、育成複層林への誘導におけ

る伐採と造林の一貫作業システムの導入などを継続して進め、エリートツリーの植栽本数の評価指標で基準値を大幅に上回るなど全ての評価指標について期間を通じまして着実に実績が向上してございます。

また、評価指標に表れない個別の取組につきましては、83ページの上段から記載のとおり、UAVなどレーザー計測による森林調査についての関係規程の整備や、ICTなど新しい技術の積極的な活用により、これらの現場実装を進めたこと、生物多様性保全へのニーズの高まりに対応いたしまして、研究開発部門と連携した保持林業の現地実証を進めるとともに、現地検討会を開催して全国での推進に向けて取り組んだこと、さらには、84ページの記載になりますが、能登半島地震などの被災状況の把握に際しまして、UAVによる調査やGNSS機器を活用した測量について現地指導を行うなど、造林者の技術の高度化にも取り組んだことを高く評価してございます。

また、木材供給の推進の取組といたしまして、81ページの指標等の評価指標2に係るもののとおり、育成複層林誘導伐や間伐等による木材供給を継続して進め、総搬出材積の評価指標について、期間を通じ基準を大幅に上回る実績を上げてございます。

加えまして、こちらも指標に表れないような個別の取組といたしまして、84ページ中段以降に記載のとおり、育成複層林へ誘導するための伐採により生じる木材につきまして、素材は丸太の形で販売する手法の導入や、入札参加要件の変更による入札新規参入の促進などの木材販売の円滑化に取り組んだこと、更には今後増加が見込まれる契約期間満了に係る業務の取組方針を策定したこと、次の85ページの記載になりますが、研修や検討会の開催による人材育成を高めたことを高く評価してございます。

以上のことから、85ページの下段の記載のとおり、評価の視点に照らして多くの実績が得られており、中長期目標における所期の目標を上回る成果が認められることから、主務大臣の評価をAとして記載させていただいているところでございます。

続きまして、三つ目の地域との連携です。86ページから96ページで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、災害復旧への貢献の取組として、86ページ中段の指標等の評価指標1に係るもののとおり、被災状況や復旧計画の情報共有を図ることなどを盛り込んだ森林整備協定の締結や、これまでに発生した自然災害により水源涵養機能等が低下した被災森林において、水源林造成事業による復旧を継続して進めたことにより、全ての評価指標について期間を通じ基準値以上の実績を上げてございます。

加えまして、87ページの下段以降に記載の、評価指標に表れない取組につきまして、自然災害発生時に都道府県等の支援要請に対する技術支援チームの設置や、市町村等へ林道などの被災地を情報共有する仕組みの構築を実施し、被災地の早期復旧に貢献したこと、更には88ページ中段になりますが、日頃の地域との連携を通じて被災したニーズに対応して様々な地域支援に取り組んだことを高く評価してございます。

また、森林整備技術の普及の取組といたしまして、86ページ中段の指標等の評価指標2に係るものとおおり、技術検討会や出張教室を積極的に開催し、技術検討会開催数の評価指標を基準値以上の実績を上げるなど、全ての評価指標について期間を通じて着実に実績を上げてございます。

加えまして、89ページ以降に記載のとおり、同じように評価指標に表れない取組につきましては、シカ害防除マニュアルやモデル育成複層林を活用して地域への技術普及を実践するとともに、高等学校への演習林提供などに関する協定を締結し、中長期的な視点での地域の人材育成に貢献するとともに、協定者以外の地元企業にも参加していただいて林業実習を実施するなど、新たな連携や地域全体で林業を支える機運醸成にも貢献したこと、更には花粉発生源対策への取組が求められる中で苗木生産事業者に花粉の少ないスギ苗木生産用の穂木の供給を開始し、地域における花粉の少ない苗木の安定供給にも貢献したことを高く評価してございます。

以上を踏まえまして、90ページの下段に記載のとおり、評価の視点に照らし、多くの実績が得られており、中長期目標における所期の目標を上回る成果が認められることから、主務大臣の評価をAとして記載してございます。

続きまして、76ページにお戻りいただきまして、水源林造成業務につきましては、先ほど申し上げました三つの項目のうち、A評定が2、B評定が1となり、評価要領に基づきまして業務全体の評価をAとして記載しているところでございます。

以上です。

○土居計画課長

続きまして、森林保険業務について御説明いたします。

評価書の97ページ以降が森林保険業務となっております。年度と同様に小項目が四つございます。

まず、(1)被保険者へのサービス向上につきましては、99ページから102ページとなりまして、重点的な内容については黄色マーカーをしておりますけれども、102ページ中段の主務

大臣による評価の期間実績評価として全体をまとめてありますので、こちらで御説明をさせていただきます。

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等の事務につきまして、保険契約者や業務委託先が行う手続も含めまして、毎年度事務の簡素化・効率化が図られるとともに、業務委託先を対象とした研修が毎年度計画以上に実施されておりました、実施体制が強化されたと認められます。また、ドローンの実践的な研修の実施やドローンを活用可能な災害種の拡大によりまして、ドローンを活用して損害調査を行った業務委託先が前期の最終年から16道府県増えまして、また、損害発生通知受理から損害調査完了までの平均日数については前期評価期間の平均74日に対して、第5期では平均59日と顕著に短縮するなど保険金の支払い手続の効率化・迅速化が進んでおります。こうしたことから被保険者サービスと業務効率の双方の向上が実現したと認められます。

以上により中長期目標を上回る取組の実施及び成果が認められることから、主務大臣の評価はAとしております。

続きまして、(2) 制度の普及と加入促進について、こちらは103ページから107ページとなっております。107ページの下の方に主務大臣による評価の期間実績評価としてまとめておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

森林保険制度の普及と加入促進に関して、活動計画を毎年度作成しまして、これに基づく取組が着実に行われていると認められます。具体的には、制度の普及につきましては、FacebookやYouTubeチャンネルの開設、公式キャラクターの制作といった新しい取組も含めまして情報発信力が強化されており、ウェブサイトのアクセス数及び広告の掲載について毎年度目標を達成されております。

また、新規加入や継続加入の増加に向けた個別訪問、業務委託先への指導につきましても毎年度活動計画を上回る水準で精力的に取り組まれた結果、Ⅰ 齢級の加入面積の増加や契約継続率の前期平均よりも高い割合での維持、更に森林経営管理制度における保険契約の着実な増加といった成果につながっていると認められます。

以上によりまして、中長期目標を上回る取組の実施及び成果が認められることから、主務大臣による評価はAとしております。

(3) 引受条件については108ページからとなります。110ページの一番上にあります主務大臣による期間実績評価を御覧ください。

保険運営の安定性確保に向けて、保険料率や保険金額の標準などの引受条件について、内部

委員会における検証や外部有識者への意見聴取が毎年度行われるとともに、令和4年度には近年の自然災害リスクを反映した保険料率の改定が行われまして、令和6年度より適用されております。こうしたことで中長期計画に基づく取組が確実に実施されておりまして、中長期目標を達成したと認められることから、主務大臣による評価はBとしております。

最後に（4）内部ガバナンスの高度化については111ページからとなっております。112ページの下の方に主務大臣による評価の期間実績評価としてまとめておりますので、御覧ください。

財務の健全性や適正な業務運営を確保するため、外部有識者を含めた委員会における財務状況やリスク管理状況の点検、役員を含む会議における業務運営上の課題の検討、森林保険審査の第三者委員会による損害評価事務の適正性の確保やソルベンシー・マージン比率の公表による森林保険運営の透明性の確保など、中長期計画に基づく取組が毎年度確実に実施されており、中長期目標を達成したと認められることから、主務大臣による評価はBとしております。

以上、四つの小項目の取りまとめは冒頭の98ページまでお戻りを頂き、二つ目の枠に主務大臣による評価の期間実績評価にまとめております。

森林保険業務全体につきましては、4小項目のうちA評価が2項目、B評価が2項目でありまして、評価要領に基づいて主務大臣による評価をAとしております。

森林保険業務については以上です。

○諏訪整備課長

それでは続きまして、特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務の評価について説明させていただきます。

資料は113ページから114ページを御覧いただければと思います。

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業などの負担金等に係る債権債務について、113ページの指標等に記載のとおり、徴収及び償還を計画どおり確実に実施しております。このことを踏まえまして、114ページの中段に記載のとおり、評価の視点に照らしまして、中長期目標の所期の目標を達成したと認められることから、主務大臣の評価をBとして記載しております。

以上でございます。

○城研究指導課長

続きまして、3業務共通的な部分の御説明でございます。115ページからでございます。

第1－5の研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化についてでございます。

117ページに主務大臣の評価を記載してございますけれども、各業務が有する研究開発成果、技術、知見、蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールド等を相互に活用するなど中長期計画に基づいた取組を着実に実施しており、評価の視点に照らし、中長期目標を達成していると認められることからB評価としております。

第1の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項に関する説明は以上でございます。

続きまして、118ページのところから第2以降、これも共通する部分のところでございます。

118ページ、第2の業務運営の効率化に関する事項につきまして、こちらは3項目ございまして、1一般管理費等の節減、2調達合理化、3業務の電子化でございますけれども、これも評価書にいろいろ記載してございますが、いずれも中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、評価の視点に照らし中長期目標を達成していると認められることからB評価としております。

続きまして、129ページ以降の第3の財務内容の改善に関する事項でございます。

こちらは4項目ございまして、1研究開発業務、2水源林造成業務等、3森林保険業務、4保有資産の処分についてですが、こちらはいずれも中長期計画に基づいた取組を着実に実施しており、評価の視点に照らし中長期目標を達成していると認められることからB評価としております。

続きまして、第4のところでございます。142ページ以降でございますが、全8項目ございまして、年度評価と同じように2項目、2の広報活動の促進と5のダイバーシティの推進につきましてはA評価ということで、こちらから御説明させていただきます。

156ページの部分、広報活動の促進についての主務大臣による評価でございます。令和4年度にXの運用を開始してイベントや研究成果等を発信するなど新しい手法を含め、中長期期間を通し様々な手法により幅広い世代の国民に効果的な広報活動を着実に展開し、各業務から発信する様々な媒体による情報を法人公式ウェブサイトのページにまとめるなどアクセシビリティの向上や分かりやすさを重視したリニューアルを行ったこと、また、令和5年度にはSNS上のトラブル防止の観点から法人が運用するソーシャルメディアの運用ポリシーの見直しを行いながら積極的なアクセス誘導に取り組む等、効果的・効率的な改善に向けた取組を行っていることを高く評価しております。これらの取組が実を結び、中長期最終年度におきましては研

研究所ウェブサイトのアクセス数について6,431万件となっておりまして、基準値比149%となる顕著な実績が得られている点につきましても顕著な業績として認められます。

また、3業務が連携して法人の取組を発信するためのイベントの開催や出展等を積極的に行ったことも法人の強みを生かした発展的な取組であると評価しております。このほか、各業務の機会を捉えた積極的な情報発信に加えまして、相談窓口に日々寄せられる森林・林業・木材研究等に関する問合せへの対応は年平均986件、特に令和7年2月以降相次いで発生した林野火災及びクマ出没に関しましては、連日の取材依頼に対応しまして、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な研究機関としての責務を果たしたものと高く評価しております。

以上のことから評価の視点に照らし、中長期目標を上回る顕著な成果を得られていると認められることからA評定としております。

続きまして、もう一つ、5ダイバーシティの推進につきましては173ページに主務大臣としての評価を記載してございますが、こちらも年度評価のところでも幾つか御紹介したところですが、各年度において計画を着実に実施していることに加えまして、理事長のリーダーシップの下で自主的・戦略的に行われたセミナー開催等による職員の意識啓発、勤務形態の整備によりまして男性職員の育児休業の取得率や取得日数を着実に増加させたことに加えまして、中長期最終年度においては対象者の88%が平均70日を超えて取得する等、男性職員の育児参加を一層推進しており、顕著な成果を得ている点を高く評価しております。

また、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業としてのシンボルマーク「トモニン」を取得したことに加え、厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業の証である「くるみん」は不妊治療と仕事の両立に取り組む企業の証としてのプラス認定を受けた点を高く評価してございます。

また、有給休暇取得の促進を図るために取得率の数値目標を設定し、イントラネットやポスター掲示、職場での声かけ等に取り組み、中長期最終年度に取得率75%を達成したことはワーク・ライフ・バランスの実現につながる成果としてこちらも高く評価しております。

以上のとおり、評価の視点に照らしまして、中長期目標を上回る顕著な成果が得られていると認められることから、こちらもA評定としております。

第4の重要事項8項目のうち、以上の2と5以外のもの、1施設及び設備に関する事項、3ガバナンスの強化、4人材の確保・育成、6情報公開の推進、7情報セキュリティ対策の強化、8環境対策・安全管理の推進につきましては、いずれも中長期計画に基づいた取組が着実に実施されており、評価の視点に照らし中長期計画を達成していると認められることから、こちら

はB評価としております。

以上、戻りまして2ページを御覧いただければと思います。

全体の評価でございます。全体評価といたしましては、項目別評価は評価単位27項目のうち、Sが1項目、Aが8項目、Bが18項目となりまして、それぞれ係数を掛けて規定に基づき点数を算出したところ、総合評価の基礎となるランク付けはAとなります。その総合評価につきましては、法人の中長期目標の期間における業務実績等について自己評価書等により分析し、研究開発に関する審議会から自己評価書についての意見等を聴取の上、法人業務の政策・施策への適合性などについて総合的に判断した結果、A評価としております。

また、法人全体に対する評価の部分でございますけれども、これまで御説明してきた内容を総括する形でこちらに記載しておりますけれども、森林研究・整備機構におかれましては個別法に定められた業務を遂行するため、研究開発業務の各重点課題、水源林造成業務、森林保険業務、特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務、これを一定の事業等のまとまりとしまして効率的なマネジメントに取り組んでおり、各業務とも中長期計画を上回る成果や社会実装等の顕著な実績が得られ、期間を通して法人の使命、役割をよく果たしていると認められます。

以上のとおり、理事長のリーダーシップの下、国立研究開発法人としての使命を果たし、研究開発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保を行っていると認められることから、総合的に判断してA評価としております。

以上で説明を終わります。

○恒次部会長

御説明を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの大臣評価案の御説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

則定委員の方からお願いいたします。

○則定専門委員

ありがとうございます。

全般的に主務大臣による評価に全く異存はないんですけれども、細かなところで気になった点がありますので、申し上げます。

一つは74ページのところで、苗木の配布の「前例のない大きな要望に対し」というふうに書かれていて、どうしてそういう非常に大きな需要があるのかという背景を書き込んだ方がより社会還元という部分で読み手に分かりやすいのではないかなと思いました。御検討いただければと思います。

あと、120ページの方で効果的・効率的にお金を使っているかというところで、BをAにすることはできないと思うんですけれども、いろんな値段が上がっている中で「支障を来すことなく」以上に、いろいろ活動の成果が上がっているという点をもっと高く評価して、記述だけでも高く評価する表現を入れられないのかなと思いました。御検討いただければと思います。

以上です。

○城研究指導課長

ありがとうございます。

苗木の配布については、背景が分かるように書きたいと思います。

あと、経費節減のところは、おっしゃるとおり頑張ってくださいますので、もう少し書き足すような形で、やっている努力がよく伝わるように考えたいと思います。ありがとうございます。

○恒次部会長

どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

三田委員、挙手いただいてありがとうございます。お願いいたします。

○三田専門委員

どうもいろいろありがとうございます。私も評価自体には異論はないんですけれども、皆さん特に研究部門においてもいい林をつくろうとされ、気候変動に対応するような林をつくろうとされ、また、丸太、木材についても良質な材料とか、あとは建築以外の利用を開こうとされています。また、保険ではリスクを下げようとしていますし、森林研究・整備機構さんにおかれましては、保険のことでお金の問題を扱って、また、水源林などリアルな森林造成の事業と一緒に扱うことになったことはとてもいいことだと思います。

そうやって日本の森林の付加価値を上げていくようなことをされておりますけれども、実際

に日本の林業は結局活性化していないですし、木材も素材としては全く金銭的な価値が上がっていかないのはどうしてかなというのがどうしても分からないんですよね。仕事の中で建築資材、ガラスだとかセメント、生コンだとか火薬だとかそういうものの情報も結構入ってくるんですけども、本当に木材だけが上がらないんです。私たちは規模や成長に限界のある森林を扱っていますが、それでも国土の3分の2を占めています。その森林が充実していくことによって、高齢化や人口減少などは仕方がないとしても、もうちょっと日本の人口の偏りを分散させるのにも貢献できていくはずなのに、なかなかそれができないというのは非常にもどかしい感じはしております。これにはマーケティングの努力の問題は多いと思いますが、ここにも研究の題材としての余地はあります。

それから、156ページですけども、ウェブサイトのアクセス数6,431万件というところが毎年の話なんですけれども出ております。再生回数が多くなることはとてもいいんですけども、多くなったなりにこれに対して何をやっていくかということは重要になるかと思います。もうちょっと下の辺りについて、「林野火災とかクマ出没に対して連日の取材依頼に対応し、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な研究機関として責務を果たしたと評価できる」というふうに書いていらっしゃいます。土建的なビッグプロジェクトが地方にはこれからも多いのに、山火事の材の処理は進まず、クマが今夜家に入るかもしれないとおびえる人たちがいます。現場に近い人たちの切迫感を思うと、取材依頼に対応したからといって、責務を果たしたというふうにはどうなのかなと私は思っておりまして、責務を果たしたということは、一般の方々にとってクマだったり林野火災について、より知見が深まるようになっていくということに研究の方でそれを進めていくというところまでいかないかと責務を果たしたということにはならないのではないのかなと思いますので、何とかこの分野を厚くしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○恒次部会長

三田委員、どうもありがとうございました。非常に本質的な御指摘もあったかと思うんですけども、いかがでしょうか。何かコメントいただけますか。

○城研究指導課長

ありがとうございます。

前段の部分につきましては、評価というよりも森林・林業を今後更にどうしていくかという

ようなことだと思います。やはり、なぜ林業が依然として厳しくて木材価格が上がらないのか、いろいろな課題がありまして、我々も新しい基本計画も作り、課題をそれぞれ解決していこうと考えておりますけれども、コストを下げなければいけないとか木材の新たな需要、付加価値をつけなければいけないということもその出口の一つでありまして、これはまさに森林研究・整備機構で行っていただいている研究が非常に貢献していただけたところだと思います。また、そこを一緒に連携して進めていく、それから資源の状態がどうなっているのかとか、きちんと解析し、そういったこともまた研究の役割だと思いますので、引き続き一緒に連携してやっていきたいと思います。

後段のお話の取材対応だけで責務なのかというのは、もちろんそれだけではありませんので、取材対応、ここは一般への情報公開、発信の観点で書いておりますけれども、当然それに加えてそこに発信できるような、それから、一般の方々に解決策を提示できるような研究というのも引き続き進めていただきたいというふうに思います。

ここのところは文章を責務の一つとかなにするというようなことでしょうか。それとも研究の方も進めていただきたいということでもよろしかったでしょうか。

○恒次部会長

三田委員、今の御修正に関してお願いします。

○三田専門委員

すみません、これは文章を直してくださいということではございません。研究で両分野について皆さんにもっと知見を掲示できるところを増やすように努力していただきたいということだけでございます。

それと、木材価格のことについては、価格というと本当に今のトレンドのことにもなってしまうので、今はこうやってインフレ基調の経済状況ではあるんですけども、そういうところの中で森林や木材の価値というのは金額の変化のなかで相対的にどうなっているのかというようなことも扱っていただけたらよいのではないかなと。森林を長く皆さん、国も民間も保有していく中でどうなのかなという辺りは考えていただければと思います。

○城研究指導課長

ありがとうございました。

御指摘も踏まえて、植木先生の御意見もありましたけれども、今後のまた研究の一つの期待とか方向性ということで受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○恒次部会長

三田委員、どうもありがとうございました。

今の点、機構の方からはよろしいですか。

お願いします。

○丹下森林機構理事長

御意見ありがとうございました。

先ほどの一つ、マスコミ対応に関しては、回数というのはK P I 的な指標のようなものであるかと思います。そのような問合せがあるということについては、マスコミ対応の多くは研究所でありますけれども、研究所に対する社会からの専門性に対する信頼というものも反映しているものであると理解しています。ただ、それをどういうふうな形で表していくかというのはなかなか難しいものでありますので、一つは数、多くの取材を受けるということはそれだけの研究成果、データを持っていたり分かりやすく伝えられているということに対する評価の一つだろうと思っております。

あと、植木委員からありましたような広葉樹については、北海道等では運営費交付金等を使ったようなプロジェクトとして資源量であるとか利用であるとかというものをまだ小規模ではありますけれども、研究を始めているところではあります。また、保持林業についてもケース・バイ・ケースでいろんな効果が大きく出る場合と余り出ない場合があるだろうということで、今整備センターの事業地での実証実験のようなものを今年から少し拡大して実施していこうというところで、それについてもどういう結果であったかというところをチャンピオンデータだけではなくて、うまくいった場合、うまくいかない場合、なぜかというところも含めて公表しながら多くの方に参考になるようなデータを出していきたいと思っております。

あと、林業の活性化ということについてはなかなか機構だけで何とかなることではありませんで、これは林野庁と一緒にっていくべきことでありますし、一つは木材の用途の拡大というところで研究としては貢献させていただきたいと思っております。特に木材の利用としては、中規模、大規模の木造建築物、これは恒次委員の方が御専門かと思いますが、そういう部分での利用に対して J A S 規格等々の基準に対する貢献でありますとか、そういったこ

とも機構としては進めているところであります。そういう利用を高めていく、また、木材の価値を高めていくような研究成果も併せて出していただければと思っております。

私からは以上であります。

○恒次部会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ほかには何か。

お願いいたします。

○川田臨時委員

会計士の川田でございます。

説明ありがとうございました。私も特に何か評価ですとか、評価の文言等で気になっているところはないのですけれども、せっかくお伺いしたので一言、二言コメントさせていただければと思います。

まずは業務運営のダイバーシティのところですね。機構さんにおかれましては、非常に先進的な取組をされているということもございますし、こうした姿勢というのを次の中長期期間においても維持しながら、労働環境の整備、より高度化、それが研究人員の今後の人数や年齢層の問題もあると思いますので、これは別に機構さんに限らず日本全ての状況にも言えると思いますけれども、その中でもこういったダイバーシティの推進ですとか労働環境を高めていただいて、人材の確保・定着へとつなげていただけるとよいのかなと思っております。

そして、設備です。設備に関してもかなり老朽化が進んでいるということで、計画的な更新投資はされているということで、それはそれでよいことかなと思っておりますけれども、4ページ目に監事からの意見の最後「一方」から始まるところでございますけれども、計画的な施設の整備に向けて林野庁の支援を受けながらやっていただきたいということもございますので、せっかく林野庁様に今回いろいろと大臣評価ということで御説明いただいておりますので、次の中長期期間においても機構さんと協議の上、是非ともこうした更新投資についても継続的に取り組んでいただければと思っております。

以上です。

○恒次部会長

ありがとうございます。

何かよろしいですか。お願いします。

○城研究指導課長

頑張ります。

○恒次部会長

ありがとうございます。

中長期期間の切れ目でもあるということで、次期に関する御期待なんかも委員の方々から出ているところですけども、私は評価のところに個別の話がありますので、今このタイミングで申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

1点目は、評価は本当に前向きにさせていただいて、特に水源林の事業の評価のところで整備課長から何回か指標に表れないものも評価したというようなお言葉があったかと思うんですけども、すごくそこが重要だと思ひまして、やっぱりあるタームの一番最初に設定した評価指標が必ずしもずっと有効とは限らないと思ひますし、次期を考えると多分すごく社会がどんどん変わっていくスピードも上がって、最初に予測できなかったようなことが次々起こることも考えられるのかなと思ひまして、そう考えますと、指標にとらわれることなくというか、指標に加えてそういうところに出てこないものも丁寧に評価していただくというのは非常に重要なことではないかなと思ひましたので、今回もそのような評価をしていただいたと思ひますので、すごく前向きに評価いただいていると思ひます。

1点、5ページの研究開発業務のところを拝見しておりまして、5ページに中長期の間の5年分の年度評価が並べてあるわけですけども、別にこれの中でSが何個、Aが何個だから最終が何評価ということはないと思ひたんですけども、例えば研究業務で1、2、3とございまして、どれも年度のどこかではSがついていると思ひますんですけども、それで多分(3)だけが中長期はSで、あとはA、A、Sだったと思ひますんですけども、そのところについて御説明をお願いいたします。

○城研究指導課長

ここについては数的に係数があるとか平均を取るとかというものではございませんので、(3)のSは7年度の成果が中長期期間を通じても特筆すべき顕著なものだったという評価を

させていただき、数式で出す仕組みではありませんけれども、総合的に判断したときにこの特筆度合いが7年度については非常に大きかったということでございます。

○恒次部会長

分かりました。どうもありがとうございます。

私が申し上げたかったのは以上ですけれども、ほかにはいかがでしょうか。先ほどまで話題になっておりました次期への期待も含めて、この際ですので、何かコメントなどおありの方はお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、コメントなどないようであれば、次にまいりたいと思うんですけれども、事務局からお願いいたします。

○萩原研究指導課課長補佐

事務局から、今日御欠席の赤尾臨時委員からコメントを頂いておりますので、御紹介させていただきます。

令和7年度評価書（案）、第5期中長期目標期間評価書（案）、ともに異論はありません。改めてこの5年間、各事業、各事業連携、そして、組織運営においてすばらしい成果を上げられてきたと思います。第6期も社会のニーズに応え、森林研究の発展に向けて一層の発展を遂げられることを期待しますとのことです。御紹介いたしました。

○恒次部会長

御紹介いただきまして、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、御意見も出尽くしたようですので、多少文言の修正があったかと思うんですけれども、その部分を事務局と御相談しながら検討させていただきまして、それ以外の大員評価案につきましては妥当なものと認められたと思われますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

令和7年度評価同様、御審議いただいた評価案は妥当と認められましたので、答申として農林水産大臣に提出することとなります。答申の内容や大臣評価書の研究開発に関する審議会の主な意見欄への記載内容につきましては、部会長に御一任いただくということでよろしいでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○恒次部会長

どうもありがとうございます。

それでは、以上で議事を終わります。事務局に進行をお返しいたします。

円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

○萩原研究指導課課長補佐

恒次部会長、ありがとうございました。

事務局より今後の予定について御連絡いたします。

今回御審議いただいた大臣評価案については、今後、農林水産省内の経路を経て、8月下旬をめどに農林水産省の各主管法人与合わせて決定、公表する予定です。

本日の審議はこれで終了となります。長時間にわたる御審議ありがとうございました。

午後3時30分 閉会